

茨城県暴力団排除条例の一部改正について

<改正の理由・背景>

【暴力団の凶悪事件が相次いで発生】
 ・平成28年以降、暴力団の抗争により、暴力団事務所への拳銃発砲事件や火炎瓶投てき事件等が8件発生
 ・令和4年中、暴力団事務所で拳銃発砲事件が2件発生、3名死亡

【暴力団活動の潜在化・不透明化】
 ・青少年の犯罪加担割合の増加
 ・暴力団員が他人名義を利用した不法行為の横行
 ・繁華街の事業者がみかじめ料や用心棒料の支払事実を申告できない状態

【県民生活を脅かす大きな脅威】

【暴力団を取り巻く情勢の変化】

より安全で安心な県民生活確保のためには規制の強化が不可欠

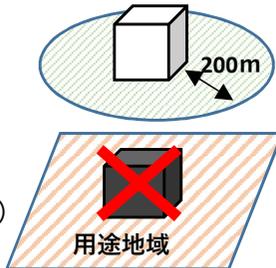
1 暴力団事務所の開設・運営に対する規制【拡大】

(1) 対象施設の周囲200メートル以内の開設・運営の禁止

- ア 対象施設（【追加】対象施設の用に供するものと決定した土地を含む）
 学校、専修学校、児童福祉施設、公民館、図書館、博物館等
 【追加】家庭裁判所、児童相談所、都市公園、保護観察所、少年院、少年鑑別所
 イ 違反者に対する措置
 罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

(2) 区域内の開設・運営の禁止

- ア 対象区域【都市計画法第8条】
 住居系用途地域、商業系用途地域、工業系用途地域
 イ 違反者に対する措置
 中止命令
 ※命令違反：罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
 調査拒否：罰則（20万円以下の罰金）



2 暴力団事務所に立ち入らせることの規制【新設】

- (1) 禁止行為
 暴力団が青少年を暴力団事務所に立ち入らせること
 (2) 違反者に対する措置
 中止命令・再発防止命令
 ※命令違反：罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
 調査拒否：公表

3 他人の名義利用に対する規制【新設】

- (1) 禁止行為
 ア 暴力団に対し、自己又は他人の名義を利用させること
 イ 暴力団が他人の名義を利用すること
 (2) 違反者に対する措置
 調査・勧告・公表

4 暴力団排除特別強化地域での禁止行為の規制【新設】

(1) 暴力団排除特別強化地域

- ア 水戸市
 泉町三丁目、五軒町三丁目のうち1番、5番及び6番（住居表示）、栄町一丁目、大工町一丁目、大工町二丁目のうち2番及び3番（住居表示）、天王町のうち5番及び6番（住居表示）
 イ 土浦市
 川口一丁目のうち1番（住居表示）、桜町一丁目、桜町二丁目、桜町三丁目、大和町のうち7番及び8番（住居表示）

(2) 特定営業者

風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業 等

(3) 禁止行為

- ア 特定営業者が用心棒の役務の提供を受け又は暴力団員等に用心棒料を供与する行為
 ※自首減免規定あり
 イ 暴力団が特定営業者に用心棒の役務の供与、特定営業者からの用心棒料の供与を受ける行為

(4) 違反者に対する措置

罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

5 施行日

令和6年4月1日

